

「地域振興券発行事業」登録事業者募集のお知らせ

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域における消費を喚起・下支えするため、全村民を対象に地域振興券配布事業を3月中旬頃から開始します。



※地域振興券の詳細につきましては次号(3月号)にてお知らせします。

地域振興券を利用できる店舗(登録事業者)はあらかじめ村に登録する必要がありますので、**登録を希望される事業者は、募集要項(村ホームページ)に基づき登録申請書を提出**してください。

- 登録方法
- 登録を希望する事業者は右の応募フォーム(二次元コード)から応募
または紙で申請書を提出(村HPよりダウンロード可能)
(複数の店舗を持つ事業者は店舗ごとに申請が必要)
 - 申請に基づき内容を審査し適切と認められた事業者については、
事業者登録台帳に登載し、「事業者登録証」を3月中に交付



登録応募フォーム



村HP

■登録申請期間 2月16日(月)まで ■紙での申請先 南阿蘇村商工会

〈問い合わせ〉企画観光課 企画係 TEL0967 (67) 1112 / 南阿蘇村商工会 TEL0967 (62) 9435

障がい福祉関係給付制度のご案内

制度名	内容	基準等級	手当額(月額)
特別児童扶養手当	身体や精神、知的に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さんを家庭で監護している父親もしくは母親または養育者に対して手当を支給する制度です。	1級該当児童とは	(対象児童一人につき) 56,800円
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A判定 精神保健福祉手帳1級に相当する状態です。 	
障害児福祉手当	身体や精神、知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の障がいのあるお子さんに対して手当を支給する制度です。	2級該当児童とは	(対象児童一人につき) 37,830円
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級 療育手帳B判定 精神保健福祉手帳2級以上に相当する状態です。 	
障害児福祉手当	身体や精神、知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の障がいのあるお子さんに対して手当を支給する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A判定 精神保健福祉手帳1級に相当する状態です。 	16,100円
特別障害者手当	身体や精神、知的に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の障がいのある人に対して手当を支給する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A1 精神保健福祉手帳1級 相当の障がい複数あてはまる状態、または上記の障がい1つあり、中程度相当の障がい複数あてはまる状態です。	29,590円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、支給されない場合があります。

※給付の額は令和7年4月以降の額です。給付の額は、毎年改定されます。

※提出された診断書により認定を行うため、障害者手帳の基準等級と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL0967 (67) 2702